

# 經濟論叢

第150卷 第1号

高寺貞男教授記念號

---

献 辞	瀬地山 敏	
二つの貨幣価値変動会計	中 居 文 治	1
土地保有利得税の会計学的考察	醍 醐 聰	20
近世会計実務からみた現代会計理論	西 川 登	42
持分法適用政策の財務的背景	小 野 武 美	57
戦略的投資決定の理論について	山 本 昌 弘	72
先物取引の会計現象	澤 邊 紀 生	88
会計観の選択と概念フレームワークの構築	藤 井 秀 樹	114

高寺貞男 教授 略歴・著作目録

---

平成4年7月

京 都 大 学 經 濟 學 會

## 近世会計実務からみた現代会計理論

西 川 登

### I はじめに

是迄の内外の会計史研究を見ると，意識的か否かは別にして，近代的な会計方法を比較基準とし，其処への接近距離を以て発達度を測ると言う姿勢が強い様に思われる。其処には人智の進歩即歴史の発展と言う進歩史観乃至進化史観が伺える。確かに西欧諸国や日本に於る近現代の科学技術の発達が目覚ましい。

又，今日の会計は非常に複雑精緻に成て来ている。併し，人間を強欲にし地球環境の破壊を進める科学技術の発達が真の意味の進歩か否かは別にして，現代会計の複雑さは，互いの言葉が通じなく成た『バベルの塔』の話や，単細胞の儘複雑化し終には絶滅したフズリナ（紡錘虫）を私に想起させる。

其は兎も角，歴史は直線的単線的に発達して来た訳では無いし，歴史が時の経過と共に進歩発展すると言う考えは，近代欧米先進国に生まれたドグマに過ぎ無い様に思われる。取分け，近世迄の日本では「歴史はかならずしも理想のようにはくりかえさず，そのためにむしろ下降し，衰微するもの」<sup>1)</sup> という歴史観が強かったと言われる。「日の下には新しいものはない」<sup>2)</sup> という言葉を其の儘肯定し度いとは思わぬが，今日の日本企業に見られる株主への消極的利益還元姿勢とか，IR（インベスター・リレーションズ）の不在，と言うよりも，系列取引情報開示強化に対する反発や決算公表日の集中等に具体的に現れる情報開示への忌避的態度乃至は経理内容秘密主義とか，損失補填やインサイダー

1) 林屋辰三郎「天下一統」(中公文庫 日本の歴史12) 1974年，4ページ。

2) 「旧約聖書」，伝道の書，第1章第9節。

取引等の、仲間内利益ばかりが優先される経営体質は、私の目には、江戸時代の商家と其程差が無い<sup>3)</sup>様に映ってしまう(斯様な言方をすると、若し、江戸時代の商人が聞いたら、封建社会の中で士農工商の最下位に身分付られて自らの才覚と財力の他に頼るものが無かった自分等と、種々の社会制度の整備された今の経営人とを一緒にするな、と怒るかも知れない)。又、良く言えば現場情報重視、別の言方をすれば場当りのと言う、日本の技術発展一般に見られる傾向が、簿記処理技法に於ても江戸時代以来連綿と続いている様に思われる。

処で、江戸時代に京都・江戸・大坂(大阪)の三都を中心に店舗網を展開して事業部制的な組織を築いた大商家の会計を見ると、階層的な組織単位間の内部会計報告に基いた業績責任会計の基本的技術を開発していたと言えよう。其処には、収益・費用の見越・繰延、引当金・積立金の設定・取崩、為替換算、繰延資産と其の償却、有形固定資産の評価、傘下店への投資の処理、内部振替取引、業績管理基準、内部監査等の様々な会計問題が見られる。併し、当時の会計に関する理論書は疎か、簿記技法を解説した本の類さえも見出せない。又、決算報告書や帳簿類の会計史料に記された用語は、今日の専門用語と可成異なる。

是迄、私は三井家を中心に近世の会計実務を調べて来たが<sup>4)</sup>、当時の言葉を現代の会計学専門用語に置換たり、処理方法を今日の会計理論で解釈する事が、実態をより良く理解する事に成るだろうかと言う疑念を常に抱き続けて来た。規範理論が説明理論と成り得無いのは或意味で(規範理論と記述理論との峻別が果して本当に可能だろうか?)当然としても(天体の運行が天動説で旨く説明出来ぬとしても、其は天動説の欠陥では無く、神の理想から逸脱した天体の運行の方が悪いのかも知れない)、現代会計理論の規範性の根拠や普遍性に就て疑問に感ぜられるものも少なく無い。又、株価を基にした「実証理論としての会計学」(positive accounting theory)では、株式市場の存在せぬ所の会計

3) 現代日本企業の近世的経営体質に就ては、三戸公、「家の論理」と日本社会7 日本における株式会社の怪、「書齋の窓」第417号、1992年9月を参照。

4) 西川登「三井家勘定管見」白桃書房、1993年。

(其は簿記に過ぎず会計では無いと言う事も可能ではあろう)を説明するのに余り役立たない様に思われる<sup>5)</sup>。

此処では、算盤だろうがコンピュータだろうが、或いは古代でも現代でも、 $1+1=2$ と成る様な時空を越えた普遍・一般理論の構築を目差そうとしている訳では無いが、江戸時代の会計実務を見た目で、現代の会計理論に対する疑問の幾つかを記してみたい。

## II 拠出資本と留保利益

日本の現行「企業会計原則」に於る「資本の区分」の論理性を一先ず置けば<sup>6)</sup>、株式会社では自己資本を拠出資本と留保利益とに分ける事が当然と言うのが、通説だと言えよう。

然るに、江戸時代の商家の貸借対照表では、自己資本を拠出資本と留保利益との2つに大別している例は先ず見られない<sup>7)</sup>。但し、三井家では、大元方と

5) 「会計のフレームワークを、わずか1,000社ほどの〔広範に取引されている株式を発行している〕主体 (entity) だけに利用できる情報にもとづかせることはできない」(Anthony, R. N., *Future Directions for Financial Accounting*, Dow Jones-Irwin: Homewood, Illinois, 1984, p. 36, 佐藤倫正訳「アンソニー財務会計論」白桃書房, 1989年, 48ページ) というアンソニーの言葉に賛意を覚える。

6) 法律を基準に「資本金」と「剰余金」と分けたかと思うと、別の基準で曾て「剰余金」を「資本剰余金」と「利益剰余金」とに分けた上で「利益剰余金」を「利益準備金」(再び法律が基準に使われていた)・「任意積立金」・「当期末処分利益剰余金」の3つに分けていた名残で、「剰余金」を「資本準備金」、「利益準備金」及び「その他の剰余金」とに分けている「企業会計原則」の現行規定は、旧規定程では無いにせよ、中々面白い。又、本文で曾ての「資本剰余金」と「利益剰余金」と言う語を消して置き乍ら、注解には「……合併差益等」と等の字迄使って「資本剰余金」の語を遺したことに、苦勞の跡が偲ばれる。

7) 近世の会計史研究に就ては以下のもの等を参照。天野雅敏、「阿波藍経済史研究」1986年、第3章第1節、今井典子、近世住友の決算簿について、「住友修史室報」第3号、1979年5月、植村正治、「近世農村における市場経済の展開」1988年、第2章第2節、小倉栄一郎「江州中井家帖合の法」1962年、河原一夫「江戸時代の帳合法」1977年、桑田 優・畠山秀樹、三木金物仲買問屋の経営と帳合法、「大阪大学経済学」第28巻第4号、1979年3月、小松和生、近世広島における前期的資本の存在形態、「大阪大学経済学」第18巻第1号、1968年6月、小松和生、近世後期における商人資本の帳合法、「神戸学院経済学論集」第2巻第2号、1970年12月、作道洋太郎、「近世封建社会の貨幣金融構造」1971年、第5章、末岡照啓、近世後期住友出店の決算簿、「住友修史室報」第11号、1984年1月、「大丸二百五十年史」1967年、「西川四百年史稿本」1966年、長谷川彰、近世中期における播州竜野・円尾家の経営構造、「桃山学院大学経済経営論集」第16号

呼ばれる中央機関が、京都の呉服店と両替店とに投融資し、両店が各々自己の支店（傘下店）を持つという階層的組織を有していたが、営業店の貸借対照表では大元方や上位店からの定額出資部分も報告していた<sup>8)</sup>。又、播州・近藤家のものでも定額資本を表示していた<sup>9)</sup>。併し、其は、未処分利益や種々のリザーブ（引当金・積立金）と共に、資本負債の1構成要素として記載されていたに過ぎない。又、大元方システムの分割及び再結合に対応して、三井越後屋呉服店京都本店の作成した本支店合併貸借対照表では、分割前、分割中、及び再結合以後の留保利益を夫々分けて表示していたが、其処には自己資本を拠出資本と留保利益とに2分する思考が有たとは考え難い。寧ろ、自己資本を種々の源泉別に分けていたと考え得る。

江戸時代の商家は株式会社では無かったから、自己資本を拠出資本と留保利益とに分ける必要が無かったと言えるかも知れない。然らば、何故、株式会社では分けるのか、その根拠は案外曖昧に思える。「資本と利益の区別」と言う事が今日言われるが、「利益計算上は留保利益が資本の要素をなし、処分の面ではそれが制度上利益と同質になっているわけである。そのような状況では、……共通の基準で資本と利益をわけるのはむずかしそうである」<sup>10)</sup>と言えよう。

「資本と利益の区別」の根拠として、元木と果実の違い及び配当規制の2つが言われるが、前者に就ては株式会社に限った事では有るまいし、又、「常識的に考えれば、企業所有者の持分である資本のストックに、本質的な区別を設ける理由はない」<sup>11)</sup>と言える。株主が払込んだ資本と、会社が経営活動の結果と

8) 卷第1号、1974年6月、島山秀樹、作清（黒田清右衛門）家の棚卸帳、永島福太郎編「三木金物問屋史料」1978年、林玲子、木綿問屋川喜田家資料(I)~(III)、「流通経済大学論集」第11巻第1号、1976年7月、第12巻第2号、1977年11月、第15巻第2号、1980年10月、松本四郎、元禄・享保期における長谷川家の木綿問屋経営、北島正元編著「江戸商業と伊勢店」1962年、宮本又次、南部における小野一族経営の諸相、「大阪大学経済学」第16巻第2・3号、1966年12月、柚木学「近世灘酒経済史」1965年、第4章。

8) 西川、前掲書、図2-1、表2-1~2-7、表3-6、3-7、表4-2、表5-2、資料2-1~2-3、資料4-1、4-2参照。

9) 植村、前掲書、126~127ページ。

10) 斎藤静樹「企業会計」東京大学出版会、1988年、66ページ。

11) 同上、140ページ。

して獲得した利益を留保したものと、源泉と性格を異にすると言うのなら、金利計算は単利計算にす可しと言う事にも成かねない。金利を複利で計算するのが普通で有るのと同様に、「利益は計算の過程でこそ資本の増減から区別されるが、いったん計算され留保されてしまえば、それ以上拠出資本のストックと区別される実質的な意味はない」<sup>12)</sup>と考え得る。

自己資本を源泉と性格とに依て分記せねば利害関係者に重大な誤解を与えると言うならば、拠出資本部分で有ても、増資分や社債転換分等を分けねばならぬであろうし（利益の資本組入分を資本金の中に一括して表示したら拙い事になろう）、留保利益も獲得した時期に依て適宜区分して表示した方が良い事にもなろう。因みに、江戸時代の三井家では、欠損を出し続けて懸て閉鎖された店で、過去の各期の純損失又は純利益を夫々明示した上で繰越欠損総額を表示していた例が見られる<sup>13)</sup>。

有限責任制の株式会社では、通常、債権者保護の為に留保利益を拠出資本から区別する必要があるとされる。確かに、利益処分を待たずに完成させる貸借対照表で配当可能利益の上限を設定する日本の現行商法の下では、「剰余金」が大きな意味を持つとも言える。「しかし、それだけのことなら、留保利益のうち、未処分のものと将来の処分支出に充当したものとを資本からわけておけばよい」<sup>14)</sup>と言えよう。配当規制をするなら、期間利益（若くは、其処から更に利益準備金を引いた額）を其の上限にした方が、債権者保護にはよりマッチすると思える。其は兎も角、今日、「拠出資本と留保利益の間で論じられている資本会計の問題は、維持すべき資本と利益との間で、利益計算と配当計算の双方の観点から同時に問われざるをえなくなる」<sup>15)</sup>と言われている。然う言う問題を或面で先取していた江戸時代の大商家の会計は、「進んでいた」とも言えるかも知れない。彼等には、家業の存続・維持の為に厚い内部留保が要請

12) 同上, 66ページ。

13) 西川, 前掲書, 表1-5参照。

14) 斎藤, 前掲書, 141ページ。

15) 斎藤, 前掲書, 141~142ページ。

される一方で、店の業績が利益額で評価されて、奉公人重役の賞与額（給与と別）が利益額に連動している場合が多かったのである。

### III 損益計算と利益処分計算の相違

日本の現行制度では中間配当が損益計算書に記載され乍ら期末配当が利益金処分計算書項目に成ると言う面白さを扱措けば、固有の損益計算とは、飽迄も損益計算書で遂行される期間損益計算を意味するもので、利益処分計算とは明確に区別されねばならぬ、とするのが通説で有ると言えよう。併し乍ら、損益計算と利益処分計算との境界は、其程自明の事と言えるのだろうか。

三井越後屋呉服店の本支店合併計算では、収益合計額から損費等合計額を差引いて当期純利益額（寧ろ処分済利益額と言った方が良いか）を表示する無区分損益計算書（single-step income statement）乃至は損益利益処分混合計算書を作成した。一方、三井の両替店等5店のグループの統括店だった三井京都両替店では、自店独自の損益計算を行った後、自店の当期純利益に傘下店（寧ろ支店と呼ぶべきか）4店の当期純利益を合計した額を示し、其処から退職元手リザーブ繰入額と大元方への定額の上納額とを差引いた利益額を表示した後、其の利益額から更に貸倒リザーブを差引いて最終利益額を計算した（更に3年＝6期毎に、最終利益の蓄積額の10分の9が大元方に振替られた）。又、京都両替店傘下の、江戸および大坂（大阪）の両替店2店と京都の糸絹問屋の2店とでは、第一段階の収益・費用計算で表示した利益（糸絹問屋2店では是を延銀と呼んだ）額から、貸倒リザーブや建物修繕リザーブなどの繰入額を差引いて、最終利益（両替店2店では是を延銀と呼んだ）額を報告した<sup>16)</sup>。此の両替店等グループの利益報告書の場合、区分損益計算書（multiple-step income statement）と呼ぶ可きか、それとも損益利益処分結合計算書と呼ぶ可きだろうか、若し、損益利益処分結合計算書と呼ぶなら、京都両替店の報告書では、何処迄が損益計算で何処からが利益処分計算と見たら良いのだろうか。

16) 西川、前掲書、表2-4～2-7、3-6参照。

日本の現行制度の下では、利益処分を中心問題は、通常、配当金（即ち出資者へのリターン）の決定と任意積立金の決定に有るとされるが、先ず、出資者へのリターンに対する会計的取扱から考えて行きたい。三井では大元方から同苗11家の当主達＝出資者達に支給されるリターンは利益の多寡に拘らず、原則として定額であり（家族手当等の増分があった）、其は大元方の費用として処理された。三井に限らず、番頭経営によって当主が無期能化した商家では、単なる資金提供者に過ぎない当主へのリターンを定額の費用として扱う傾向があったと思われる。日本ばかりでなく、産業革命期のイギリスでも、自己資本利子が屢々、他人資本利子と同様に費用として処理され、経営活動利益から資本利子を控除した後に企業者利得として残る部分が、<sup>パートナ－シップ</sup>組合企業利益として算定され、而も、「かかる会計慣行はその当時の会計理論において全面的に容認されていた」<sup>17)</sup>と言われる。自己資本利子を費用化する「遅れた」会計から然うで無い「進化した」会計に変わったと解釈する事も可能だが、現代でも例えばアンソニーの様に、「負債利子も持分〔＝自己資本〕利子も、ともに資金を使用するコストを表わすので、私〔＝アンソニー〕は、利子という用語を無修正のまま、それら双方に用いることにする」<sup>18)</sup>と主張する人もいる。今日、負債の利子コストを認識するのが「最も保守的」であり、「最も積極的」なアンソニーの提言も有て、「アメリカでは、1970年代に入りかなり積極的な方向を動いた」と言われる<sup>19)</sup>。

扱、積立金への繰入額が利益処分項目で、引当金への繰入額が費用項目で有ると言うのが、日本の現行制度で、日本の通説も是を支持していると考えられる<sup>20)</sup>。併し、相手勘定で区別するなら、現金や売上も相手勘定によって売上現

17) 高寺貞男、経営者会計から所有者会計へ、「経済論叢」第128巻第1・2号、1981年7・8月、2ページ。

18) Anthony, *op. cit.*, p. 79, 佐藤、前掲訳書、107、108ページ。

19) 佐藤、同上、訳者あとがき、245ページ。処で、現在、主要先進国で、借入金利用の節税を封じる為に過小資本金過税制度が設けられているのは、出資者へのリターンに関する利益処分と費用との境界の曖昧さを示すものといえよう。但し、税収確保の為に自己資本利子の費用性を否定するのは問題であるが、逆に、自己資本利子の費用性の主張の本音が、若し、節税対策に有るとしたら、其も如何なものだろうか。



金、売掛金回収現金、借入金現金とか現金売上、掛売上、前受金戻入売上等と区別すべきだと言う事にもなる。或は、未払配当（負債）も配当積立金（資本）も元々は利益の処分額では無いのか。逆に、江戸時代の商家では引当金と積立金とを用語上区別していない上に（リザーブは引当積、積銀、退銀、除銀、退（除）置等の言葉で呼ばれた）、後述の如く、自己資本の考え方が今日と異なっていたり、負債と自己資本とを分けていなかったりするので、貸借対照表から其の相手勘定が費用か利益処分かを判定する事は困難である。又、江戸時代の三井家では、大名貸の貸倒に備える為に、貸付金の利足（利息）として受取た現金を収益として認識せず、其の現金の相手勘定として、損益計算も利益処分計算も介さずにリザーブを設定した。是は、引当金と呼ぶ可きなのだろうか、積立金と呼んだら良いのだろうか。又、アメリカのように、売上控除を相手として「回収不納見越額 (allowance for doubtful accounts)」を設定したら、日本の 現行「企業会計原則」に従えば、是は「引当金」では無い事に成てしまう<sup>20)</sup>。序に「企業会計原則」に関して更に言えば、「発生の可能性の低い」か否かという曖昧な基準で、「偶発事象に係る費用又は損失」の相手勘定たる準備額が、積立金と成たり引当金と成たりするのをどう理解したら良いのか。

其も其も、「引当金の計上は、将来の支出に備えた資金の留保を伴う点で、利益処分としての内部留保と同じ機能をもっている」<sup>22)</sup>と考え得る。「しかし、それは、……将来の利益のための費用支出に備えたものではない」<sup>23)</sup>とも言えるだろうけれども、若し然うならば、計上時点でキャッシュ・アウト・フローも支払義務も無く、将来のキャッシュ・アウト・フローが有るか無いかも分からぬものを、費用と利益処分とに峻別する決定的なクリテリアは何なのか<sup>24)</sup>。

20) 今日のアメリカの会計学書の中に、日本の引当金に相当する用語や概念は見出し難い。

21) 日本の現行制度に於て、貸倒引当金が一般企業では評価性引当金とされるのに対し、銀行では負債の部に計上されるが、負債性引当金とした方が、評価性引当金概念を用いるよりも、まだ良い様に思われる。

22) 斎藤、前掲書、78ページ。

23) 同所。

24) 然し乍ら、「引当金という概念は、会計学上から消えてしまうほうがベター」(中村忠発言、ノ

斯様に書いて来たからと言って、費用と利益処分とを区別する事が無意味だと主張するのでは無い。費用と利益処分との境界は、項目の客観的性質によって決定するのでは無く、寧ろ、(制度的なものであれ私的なものであれ) 会計政策決定者の判断に依存すると言えよう。即ち、「固有の付加価値分配序列にそって、……付加価値にたいする先取権<sup>プライオリタリ</sup>が……保証された……項目を費用控除の形で先配し、そうでない項目を利益処分の形で後配する……区分原理」<sup>25)</sup> が考えられる。結局、利益計算の目的と其の処分権限とが何処に有るかに依り、利益処分と費用との境界が決まるのでは無いだろうか。然う言った意味で、江戸時代或は明治期の会計実務に於て費用と利益処分の区別が曖昧だったと解釈する事は、特殊今日的偏見かも知れない。

因に、前述の三井の両替店等グループでは、両替店2店のリザーブ繰入額は定額であり、京都両替店への定額の上納額を差引いて延銀を計算した。此に対し、糸絹問屋2店では、対売上高延銀比率<sup>26)</sup>に基準売上高(標準売上高と呼んで良いものやら)を乗じて計算された処の、基準利益額に比例してリザーブ繰入額が決められ、基準利益の残余额が京都両替店の利益に振替えられ、(此の振替額も延銀と呼ばれた)、そして延銀=実際利益額が基準利益額を越える分を自店の留保分とした。京都両替店を含めた3店が両替店として纏めて扱われる事も有り、糸絹問屋2店の夫々の独立性が相対的に高かった事も考え合わせれば、両替店2店の利益報告書は区分損益計算書で、糸絹問屋2店のものは損益利益処分結合計算書であると解釈しても、強ち、不当とも言いえまい。

#### IV 貸借対照表の資本負債表示

曾てアメリカの会計学書では、自己資本 (owner's equity) と負債 (liabili-

山榊忠恕他、討論・引当金概念の純化のために、「企業会計」第19巻第12号、1967年11月、82ページ)とか、「引当金なる用語を使用しないに限る」(沼田嘉穂、引当金を論攻する、「企業会計」第27巻第1号、1975年1月、16ページ)と言う積りは無い。寧ろ、此処では引当金と積立金との同質性を主張し度い。

25) 高寺貞男、「会計と組織と社会」三嶺書房、1992、41ページ。

26) 正確には、荷受問屋=コミッション・マーチャントなので売上高よりも商品取扱高が主。↗

ties, creditors' equity = 債権者持分と言う事も有る) とを合わせた総資本の意味で equities (複数形) という用語が使われる事が多かったが、今では自己資本を単に equity という事が多い様である<sup>27)</sup>。近世以来使われて来た日本語の「持分」と言う語は、全体の中で各人が所有する部分や割合、乃至は現在の法律用語と同様に、共有物に就て各共有者が持つ所有権又は其の割合を意味した。従って、総資本の意味でも自己資本の意味でも持分という言葉を使うのには抵抗を覚えるが<sup>28)</sup>、貸借対照表の貸方 (creditor)<sup>29)</sup> 側全体を表すのに、他に適当な言葉も思い浮かばないので<sup>30)</sup>、此処では以下、自己資本と他人資本を合わせた資本負債の意味で持分という言葉を用いる。

扱、現代では、持分 (資本負債) の部を負債の部と自己資本の部とに峻別す可し、と言うのが通説と考へ得るが、其に異を唱へる人もいる。例えば、アンソニーは「貸借対照表の貸方側を三つの資金源泉、すなわち負債と株主持分 (shareholder equity) と主体持分 (entity equity) とに分かつこと」<sup>31)</sup> を主張する。

持分の部を負債の部と自己資本との2つに峻別して表示す可しと言う通説の存在根拠は、経済的要因から丈では説明が付かぬ様に思われる。B I S 規制の自己資本比率等を持出す迄も無く、負債と自己資本との境界は可成曖昧に思える。

又、延銀は、前述の如く、両替店2店の場合と意味が異なる。

27) 例へば、Anthony, *Essentials of Accounting* が、1983年の第3版では  $assets = equities$  及び  $assets = liabilities + owners' equity$  という等式を用いていたのが (p. 6) 1988年の第4版では  $assets = liabilities + equities$  という等式を用いている (p. 6)。併し、Eason & Burnet, *Essentials of Accounting* では1991年の第7版でも  $assets = equities$  及び  $assets = liabilities + owners' equity$  という等式を用いている (p. 6)。

28) 持分に限らず現代の会計用語には本来の日本語の意味を破壊しているものが多い。見越・繰延計算で、受取もせぬものを受取何々と言うとか、其とは全く違う意味で手形に就て受取の語を用いる類いは、もう、謎謎合せの世界のように思える。

29) 江戸時代から明治中期迄は「貸し方」の語が資産の部を示す事が多かった。

30) イギリスで liabilities が負債のみならず自己資本も含めて使われる事が有る様に (例へば、Harrison, W., *Stage One: Financial Accounting*, 1983, pp. 2, ff.), 近世の日本では「借り方」「預り方」と言った語が資本負債の部を示す事も有り、負債の部丈を示す事も有った。処で、借方・貸方に関する福沢諭吉等の直訳語の選択には、脱亜入欧指向が濃厚だったと言えよう。

31) Anthony, *op. cit.*, p. viii. 佐藤、前掲訳書、vi ページ。

例ば、無担保永久劣後債と累積的非参加的優先株とでは、税務上の取扱を無視すれば<sup>32)</sup>、有価証券としての経済的機能に殆ど差が無かろう<sup>33)</sup>。親会社に完全所有された子会社の場合、親会社からの投融資を負債と自己資本とに分ける事に何程の意味が有ろう。引当金も積立金も、維持す可き資本を守る為の備え、或いは、其を食潰しても維持す可き資本には影響を及ぼさない為のリザーブと言う点で、又、内部留保の資金源泉を示す点で、同質と言えよう。

全株主が、有限責任の点で平等で有ると共に、企業所有者と言う点で社債保有者とは異なると言う、法的建前に基き乍ら、実質的利益処分権限を経営者が握る処の、株式会社に於る財務状況表示としては、持分の部を3分す可しと言うアンソニーの考え方は、現行の資本と負債の2分法よりも魅力的と思える。又、利益測定計算と其の処分計算との基礎と成る処の資本としての主体持分（現行実務の留保利益から費用処理される自己資本利子分を引いたものと成る）<sup>34)</sup>と言う概念に興味を引かれる。併し、法的建前よりも経済的機能を重視して、劣後債と優先株とを負債か否かで峻別せず、有価証券調達資金と借入金資金とを分ける様な別の分類法も考え得る。又、資金調達の経営経済的機能が、<sup>パートナーシップ</sup>組合企業や株式会社などの企業形態に依て異なる事を考慮すれば、維持す可き資本として、主体持分とも違った概念が存在し得る。そして、資本及び利益の測定計算と、其等の持分への表示とは、異なる次元の問題とも言える。其の様な事も考慮しながら、江戸時代の商家における持分表示に就て若干の考察をしたい。

江戸時代に発展した複式決算簿記法は、「損益計算と財産計算の両面から2

32) 国家権力等の強制に因る、企業所有者では無い国家等への利益分配と言える（私有財産制度の部分的否定とも考え得る）法人所得税等を絶対的・普遍的なものとする必要も無いけれども。

33) 旧拙稿で斯様な事を書いた時（統コンピュータ社会の大学会計教育、「佐賀大学経済論集」第18巻第1号、1985年9月、178ページ）、永久債など日本に有るのかと言われた事が有るが、幸にも（社会的に幸か疑問だが）時代は変る。但し、其の時も此処でも、現実に存在しているか否かを問題にしていた（る）訳でもない。「理論」が普遍的・一般的である可きとすれば、「理論」は、将来の予見に役立つ可きだろうし、未知未見のもの（過去に存在したものか未来に出現するものであるかを問わず）に遭遇した時、其の理解を助ける可きものだろう。

34) Anthony, *op. cit.*, p. 78. 佐藤, 前掲訳書, 107ページ。

重に利益測定をしている」ものと「元本プラス損益計算と財産計算の両面から2重に（利益測定をとばして、元本に利益を直結させて、ワン・ステップで）純財産測定をしている」ものとの2類型に大別する事が出来る<sup>35)</sup>。前者即純利益2面計算型に含められるものの中で、中井家の仙台元方店では持分の部全体を「借方之部」と呼んで負債と資本との区別表示をしなかったし<sup>36)</sup>、又、三井家の大元方及び両替店等グループの5店でも「預り方」と呼ばれた持分の部は無区分表示だった<sup>37)</sup>。詰り、「借方之部」や「預り方」の持分の部の中に、リザーブやその他の負債等と共に「維持す可き資本」が列記されていたのである。純利益2面計算型の中には、播州近藤家や加納家の如く他借（外部債務）などの負債が全く無い例も有たが、三井家の京都呉服店を始め、川喜田家、長谷川家、松井家など、負債等と「維持す可き資本」とを分けていた例も少なくない<sup>38)</sup>。純財産2面計算型では、当然、負債等と純財産＝「維持す可き資本」とを分けていた。此様に、持分の部の示し方は一様では無かったし、「維持す可き資本」も、有銀（三井家）や望性（姓）金（中井家）と呼ばれたり、或いは、単に「差引残而」「残テ」「内」と書かれた後に金（銀）額丈示される事も多かった様に、表示方法には統一性が見られない。

併し、「維持す可き資本」の概念には、多くの商家の間に（就中、営業店よりも家業の中央機関に於て）<sup>39)</sup>可成り共通性が有ったと考え得る。即ち、江戸時代の商家の多くでは、自己資本利子（出資者へのリターン）の未払分やリザーブが負債等に含められたので（三井の京都呉服店の場合、負債等の殆どをリ

35) 高寺貞男、和式簿記法と洋式簿記法の比較会計史、高寺・醍醐聰、「大企業会計史の研究」、同文館、1979年、226ページ。括弧内や傍点も原文の儘。但し、高寺論文では「複式決算」と言う語は用いていない。なお、純利益の2面計算をしたものの方が、純財産を2面計算したものよりも「発達した簿記法であることには、疑問の余地がないであろう」（同上、227ページ）と言うのは疑問（西川、前掲書、6ページ参照）。

36) 小倉、前掲書、164ページ参照。

37) 西川、前掲書、表2-1～表2-7、表3-6、表5-2参照。

38) 前掲註7)参照。

39) 江戸時代の階層的組織を有した大商家の中では、組織単位が現業部門から離れる程、損益計算よりも財産計算が重視される傾向が有った様に思われる。

ザーブが占めていた), 其の「維持す可き資本」は, 今日の株式会社の自己資本の概念よりも, 未払自己資本利子と積立金相当分が除かれた分文狭いと考え得る。又, 其は, アンソニーの言う主体持分よりも, 積立金相当額を含まぬ分は狭いが, 拠出資本を含む分は広いと言える。尚, 三井京都両替店では, 大元方システムの分割前には, 次の様な, 3種類の自己資本計算を行っていた<sup>40)</sup>。1つ目は, 大元方からの定額出資部分(大元方では「建かし」と呼び, 京都両替店では「元建」と呼んだ)に, 種々のリザーブと, 3年毎に大元方に振替られて大元方に対する負債と成る迄の間に, 蓄積した留保利益とを足し合わせたものである。2つ目は, 三年勘定で大元方に対する負債に振替られた留保利益額から, 大元方に現金で年賦上納した額を控除したものを, 第1の自己資本に戻し加えたものである。3つ目の自己資本は, 第2の自己資本から不良債権相当分を控除している(是も元建と呼んだ)。斯様に複雑に「進んだ」自己資本計算は, 江戸時代では特異なものと思われる。

## V 本支店合併決算と持分法

江戸時代の大商家に於る中央機関(元方)乃至統括店と各営業店との関係は, 親会社子会社乃至孫会社関係に近いと考える事も出来るし, 或いは, 本支店関係に類似と見る事も可能だろう。何れにしろ, 親会社が子会社に於る資本を完全所有した場合(江戸時代の商家では其が普通), 外部債務に対する責任を無視すれば(三井家では他借が余り無かった), 連結決算は, 本支店合併決算との間の実質的な差を見出し難いだろう。又, 今日, 本支店合併決算では, 通常, 本支店の資産及び負債並びに収益及び費用を連結(合併)する方法を採るが(是を以下, 全部連結と呼ぶ事にしたい), 本支店合併決算に持分法を用いる事も可能である<sup>41)</sup>。

40) 賀川隆行, 「近世三井経営史の研究」1985年, 176-180ページ参照。

41) 会社集団の財務諸表合併(連結決算)の場合でも, 「企業集団にたいして親会社株主が有する持分の変動を測定するのが目的であれば, 連結会計によらずとも, 親会社が子会社投資勘定に持分法を適用することによっても, それを達成することができる。」又, 「わざわざ連結をおこな

扱、江戸時代、中井家の本家<sup>42)</sup>並びに、三井家の大元方及び京都両替店（両替店等集団5店の統括店）では持分法に依て支店（傘下店）持分と支店利益とを連結（結合）する財務諸表を作成した。其に対し、富山家の損益計算では「今日の合併法と同様に」全部連結が用いられた<sup>43)</sup>。又、三井家の呉服店等集団では、損益計算には全部連結と持分法とが併用され、財産計算では、本支店各店の各個別貸借対照表と持分法に依る合併貸借対照表の両方が作成された。尚又、三井家の両替店等集団では、大元方システムの中絶時期に、両替店3店丈を対象とした全部連結計算に糸網問屋2店の利益を持分法で以て結合した損益計算書が、持分法のみによる損益計算書の他に作成されていた。

持分法でも全部連結でも本支店（集団）全体の資本及び利益の計算結果には差は無いが、持分法では集団全体の財務状況や本支店合計の収益・費用を示す事が出来ないだろう。逆に、全部連結では本店自体の財務状況や各支店毎の利益額を示す事が、不可能とは言えぬ迄も、困難だろう。彼と云って、持分法<sup>44)</sup>丈の乃至本店独自の財務諸表と全部連結財務諸表との両者を作成するのは、二重手間というコスト増の問題が生じる。本店と支店とが全く異業種に従事し、夫々の間に資金的結合が有る丈で、生産・販売等が全く別個に行われる場合、財務諸表、就中、損益計算書に全部連結を用いても、情報作成負担に見合う情報利用便益が得られるとは思え難い。逆に、本支店間で、生産から販売の垂直的分業が行われたり、仕入・販売等の夫々の業務の水平的分業が行われる場合<sup>45)</sup>、持分法のみでは必要な情報が得られず、全部連結が求められよう。因に、

「わすとも、連結をおこなった場合とおなじ利益計算の結果を得ることができる。」（川本淳，連結の目的と少数株主持分の問題，東京大学大学院「経済学研究」第34号，1991年12月，34ページ）。

42) 小倉，前掲書，72～76ページ。但し，此の書が刊行された頃には equity method の概念が日本に普及していなかったため，此の書の中では「持分法」の語は使われてない。

43) 河原，前掲書，127ページ。

44) 現代の株式会社における連結財務諸表及び個別財務諸表制度の場合，債権者の利害の保護と言う重要な問題を考える必要がある（川本，持分法の意義と問題点，「会計」第142巻第3号，1992年9月，134～137ページ参照）。ただ，債権者の利害を無視したとしても，「個別決算に持分法を持ち込む」（同上，133ページ）場合，親会社独自の情報の一部分が欠落するとは言わない迄も分かり難いと言う問題も（其でも「個別決算」と呼べるか若干疑問）考え得るのでは無かろうか。

45) 世紀転換期のアメリカ合衆（州）国では，州外会社に対する法規制の厳しい連邦国家で全国

三井越後屋呉服店では商品仕入の殆どが京都店で行われ、商品の大半が江戸店で売られた。現代の連結財務諸表制度では連結の範囲と方法が、形式的基準で粗一律的に規制されているが（制定法制度一般が斯様な性格傾向を持つのだろうか）、其等は、企業（会社集団）の経営方法・環境・目的等に依て変化しても良いのでは無かろうか。

以上、資本と利益を中心に幾つかの問題を論じた。資産に就ても、時価評価に対する原価評価の優越性、減価償却の便宜性、借用資産の貸借対照表能力等考え度い事が残っている。又、貸借対照表及び損益計算書並びに資金計算書に商品売価原価報告書を加えて4本化した財務諸表の存在と、基本財務諸表と附属明細書類との関係（損益計算書は貸借対照表の附属明細書共考え得る）、情報の量的増大が財務諸表利用者の利便の拡大を齎す事に果して常に帰結するかの問題（木を隠すには森が良い）、或いは、内部会計（管理会計）に於る中間管理者の上位経営者に対する情報操作の可能性等に就ても記し度かったが、既に、紙数も体力も時間も（原稿締切日6月末日）尽きたので筆を置き度い。

（1992年9月15日 脱稿）

---

＼的に事業展開する為に、実質的支店を独立法人にして多州籍企業と成らざるを得なかったので、連結会計が求められる様になったので有ろう（高須教夫、「アメリカ連結会計論」森山書店、1992年、第1章、西川登、スタンダード石油持株会社システムの成立過程、「経営史学」第13巻第2号、1979年3月参照）。